

ふれあいの居場所づくり 始めてみませんか？



弘前市では居場所づくりを通じた地域での支え合い活動を推進しています。

ふれあい居場所づくりについて

▼居場所って？

地域の公共施設や集会所、自宅等を利用して、住民同士が気軽に集まり交流できる場所のことです。高齢者や各世代との交流、介護予防に関する取り組み等を行っています。

▼開催するには？

皆で集合できる場所さえあれば開催できます。運営費等に利用できる補助金事業もありますので、裏面をご覧ください。

▼どんな活動をしているの？

茶話会、カフェ、体操、健康講座、趣味活動レクリエーションなど様々な介護予防に関する活動を企画、運営し、生き生きとした生活が送れるよう取り組んでいます。

▼生活支援コーディネーターって？

居場所を開催したい、居場所を運営していくには？等開設のお手伝いや運営に関する相談を受ける相談員です。下記連絡先へお気軽にご相談ください。

各圏域の生活支援コーディネーター

第一中学校区	弘前市社会福祉協議会	TEL 33-1161
第二中学校区	オリーブコート城西一丁目	TEL 55-5908
第三、南中学校区(松原小区)	弘前大清水ホーム	TEL 36-2266
第五・東・石川中学校区	城東在宅介護支援センター	TEL 28-0082
津軽・常盤野・相馬、東目屋中学校区	弘前市社会福祉協議会	TEL 33-1161
第四・南中学校区(松原小区除く)	在宅介護支援センター 静風苑	TEL 88-1433
新和・船沢・北辰・裾野中学校区	介護老人保健施設 平成の家	TEL 95-3981



居場所に参加している方は、趣味活動、運動等様々な介護予防に関する活動を行っています。

お問い合わせ先 弘前市介護福祉課自立・包括支援係
弘前市大字上白銀町1-1 ☎ 0172-40-4321 (直通)

高齢者ふれあい居場所 づくり補助金のご案内



居場所の要件って？

- ① 高齢者、地域住民等が自由に集える場
- ② 介護予防等に関する活動を1回60分以上開催している
- ③ 1年のうち4か月以上活動していることなどが要件となっています。

介護予防等に関する活動って？

- ① 茶話会
 - ② カフェ
 - ③ 健康相談会
 - ④ 介護予防に資する体操
 - ⑤ 運動
 - ⑥ レクリエーション
 - ⑦ 出前講座
 - ⑧ 趣味活動
- など団体で設定した活動を行います。



補助対象経費

① 運営費

報償費、消耗品、備品購入費
印刷費、光熱水費、通信費
保険料、賃借料など



② 改修費

手すりの取り付け、段差の解消
引き戸等への扉の取り換え等



補助金額

① 運営費

1回あたり	月額上限
400円	4,000円

<注意点>

- ・ 1月に算定対象となる回数は**10回**までです。

② 改修費

居場所1か所につき
180,000円(上限額)

<注意点>

- ・ 居場所の改修費に係る申請は**14日前**までに申請をお願いします。

補助金申請の流れ

① 補助金申請

申請書、事業計画書、収支予算書を提出します。

② 補助金交付決定

③ 計画期間内にイベントを開催

イベント開催に合わせて実施内容の記録、名簿の作成等を行います。

④ 計画期間内全てのイベント開催が完了したことを報告

実績報告書、事業実績、収支報告書

等を作成後提出します。

⑤ 補助金額確定

補助金確定額が振込みされます。



住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れる
地域づくりを目指しましょう。



お問い合わせ先 弘前市介護福祉課自立・包括支援係
弘前市大字上白銀町1-1 ☎ 0172-40-4321 (直通)